

## SBテクノロジー株式会社 社外役員の独立性判断基準

当社は、取締役会において、独立社外取締役等の独立性判断基準を次のとおり定め、開示します。また、取締役会は、そのような独立性を有していることに加え、独立社外取締役に期待される役割・責務を果たしうる人物を候補者として選定するよう努めています。

### <社外取締役および社外監査役の独立性判断基準>

当社における社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するためには、次のいずれにも該当しないものとします。

1. 当社を主要な取引先とする者（注1）またはその業務執行者（注2）
2. 当社の主要な取引先（注3）またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）（注4）
4. 最近において（注5）次の（1）から（4）までのいずれかに該当していた者
  - （1）1、2または3に掲げる者
  - （2）当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
  - （3）当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
  - （4）当社の兄弟会社（注6）の業務執行者
5. 次の（1）から（8）までのいずれかに掲げる者（重要でない者（注7）を除く。）の近親者（注8）
  - （1）1から前4までに掲げる者
  - （2）当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む、以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
  - （3）当社の子会社の業務執行者
  - （4）当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
  - （5）当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
  - （6）当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
  - （7）当社の兄弟会社の業務執行者
  - （8）最近において前（2）～（4）または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

注) 1. 直前の事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいいます。

2. 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。
3. 直前の事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社に行った者をいいます。
4. 直前の事業年度において、1,000万円以上の支払いを当社から受けた者をいいます。
5. 最近3年間のいずれかの事業年度をいいます。
6. 当社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。
7. 重要である者の例としては、各社の役員もしくは部長相当以上の管理職または会計専門家もしくは法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいいます。
8. 二親等以内の親族をいいます。

以 上

平成 27 年 11 月 25 日制定